

平成 16 年 7 月 12 日

各 位

福岡市中央区草香江一丁目 7 番 16 号
キューサイ株式会社
代表取締役社長 長谷川 常雄
(コード番号:2596 東証第二部・福証)
問い合わせ 取締役管理本部長 原田 晋吾
TEL 092 - 724 - 0179

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 16 年 7 月 12 日開催の当社取締役会において、平成 16 年 5 月 27 日開催の当社第 39 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他の未定部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 16 年 8 月 2 日に決定する予定です。

記

- | | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 16 年 8 月 2 日を予定 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 2,840 個（新株予約権 1 個につき 100 株） |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償で発行する。 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 | 当社普通株式 284,000 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 | 未定 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 18 年 6 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日まで。 |

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社、当社子会社または持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。

対象者がその在籍する当社、当社子会社または持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の就業規則に定める懲戒の事由に該当したときには、権利は喪失するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを承継するものとする。かかる相続人の権利行使の条件は、後記の契約に定めるところによる。

この他の条件は、平成16年5月27日開催の当社定時株主総会決議および平成16年7月12日開催の新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額

未定

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

11. 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社ならびに持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の取締役および従業員合計67名

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成16年4月21日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成16年5月27日

以上